

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等		第一審					控訴審					上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分番号	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果		
東京	相続税	国(目黒税務署長)	未確定	昭和61年の原告の父(本件被相続人の夫)の相続により、当該相続の相続財産である地上権の2分の1相当部分を取得したのは、本件被相続人と原告のいずれであるか。 上記の地上権の目的となっている土地の価額は、相当地代価連8と財産評価基本通達25(1)のいずれにより評価すべきか。	26	1	石井松務官 兩部実査官	東京地方2		R1.9.30	R5.1.26	棄却														
大阪	法人税	国(東山税務署長)	係属	特別民法法人から一般附随法人への移行時に有する資産等の帳簿価額は、原告会社が決算修正により計上した有価証券の評価替え及び減価償却資産の帳簿価額の減額をする前の金額か、評価替え及び減額した後の金額のいずれの金額か。	25/3~ 27/3 28/3	1	初山松務官 松瀬穂穂 長西専門官 菊地実査官	東京地方38		R1.10.15	R5.2.17	全部敗訴	東京高等	R5.3.3			国側									
名古屋	法人税	国(沼津税務署長)	係属	本件賃貸料は、原告の収入として益金の額に算入すべきか。 本件会員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。	25/12~ 28/12	1	堀木松務官 鈴木実査官	静岡地方2		R1.10.1																
東京	法人税	国(京橋税務署長)	係属	原告らがした各更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、原告らが費用として計上した各飲食等代金の額は、原告らの業務に関連した費用の額であるか否か。	26/6~ 28/6	1	岡村松務官 今村実査官	東京地方3		R1.12.2																
東京	法人税	国(京橋税務署長)	係属	原告らがした各更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、原告らが費用として計上した各飲食等代金の額は、原告らの業務に関連した費用の額であるか否か。	26/10~ 28/10	1	岡村松務官 今村実査官	東京地方3		R1.12.2																
関信	所得税	国(所沢税務署長)	係属	原告が行った各修正申告について、錯誤による無効が認められるか否か(消費税)	21~27	2	増村松務官 小谷野専門官 山崎実査官	東京地方38		R1.12.5	R4.9.9	却下 棄却	東京高等9		R4.9.21			相手側								
東京	所得税	国(杉並税務署長)	係属	相手側に対する更正処分に係る通知書の理由付記に不備があるか否か。 相手側は債務免除を受けたか否か。 相手側が債務免除を受けたと認められる場合、債務免除益の金額は、一時所得に係る総収入金額に算入すべきか否か。 債務免除益の金額を一時所得に係る総収入金額に算入する場合、銀行との和解に至るまでに要した訴訟費用及び弁護士費用の合計額は、所得税法34条2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に該当するか否か。	28	1	森本松務官 木村主査	東京地方51		R1.12.4	R5.3.14	一部敗訴	東京地方51		R5.3.28			双方								
関信	所得税	国(水戸税務署長)	係属	不当利得返還請求。仮執行宣言申立てあり。 原告が行った2回の修正申告は、いずれも無効であるか否か。(本人訴訟)	26	1	近間松務官 小谷野専門官 齋藤実査官	水戸地方2		R1.12.26	R4.5.26	棄却	東京高等23		R4.6.10			相手側	R5.1.18	棄却	東京高等23		R5.2.1		相手側	
東京	所得税	国(旭税務署長事務承継者神田税務署長)	係属	(1) 相手側が主張する立替経費は、本件各年分の必要経費と認められるか。 (2) 本件調査において本件調査結果説明が行われず更正処分がされたことは、国税通則法が規定する調査手続に反するか。	24~26	2	高聖松務官 中藤専門官	大阪地方2		R1.9.26	R4.11.30	棄却	大阪高等14		R4.12.9			相手側								
東京	法人税	国(越町税務署)	未確定	本件に係る税務調査に課税処分を取り消すべき違法性があるか否か。 相手側のシンガポール関係会社の株式を間接保有する個人が特殊関係非居住者に該当するか否か。 相手側のシンガポール関係会社について、措置法66条の6第3項の適用があるか否か。具体的には、当該関係会社の主たる業務は「水運業」であるか又は「卸売業」であるか。	26/1~ 29/1	1	平山松務官 渡野実査官	東京地方2		R2.1.31	R5.3.16	棄却														
東京	法人税	国(神奈川税務署長)	係属	英領バミューダ群島に所在する原告の特定外国子会社等の収入保険料のうち、メキシコ合衆国に所在する原告と特殊の関係のある法人が現地の保険会社との間で締結した生命保険を元受保険とする再保険契約に係る収入は、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を原賠の目的とする保険に係る収入保険料に該当し、非関連者基準を満たすか否か。	29/3	3	木村主任松務官 世古実査官	東京地方2		R2.3.4	R4.1.20	棄却	東京高等15		R4.2.4		相手側	R4.9.14	全部敗訴	最高一小		R4.9.28		国側		
東京	相続税	国(川崎北税務署長)	係属	相続財産である土地の価額(相続税法22条に規定する時価)を旧評価連24-4(広大地の評価)の定めにより評価すべきか否か。	27	1	北村主任松務官 小林実査官	東京地方38		R2.5.1	R4.5.17	棄却	東京高等10		R4.5.26		相手側	R4.11.24	棄却	最高一小10		R4.12.6		相手側		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審										控訴審			上告審								
届	主税目等	原告等	被告等	経過	事案等	課税年度	処分番号	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果		
大阪	所得税	国(西宮税務署長事務系秘書声屋税務署長)	係属	国	司法修習生が最高裁判所から支給を受けた基本給付金は所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金に該当して非課税所得となるか	30	1	北村松務官 後谷総括 原巴主査 陸戸実査官 永尾実査官	大阪地方7		R3.5.11	R4.12.22	棄却	大阪高等7		R4.12.26	相手側										
広島	法人税	国(廿日市税務署長)	係属	国	地上権設定契約に基づく権利金5億円を所得金額に計上すべきか否か 権利金を計上しなかったことは、原告の隠蔽と評価すべき行為に該当するか否か	30/3	2	水田主任松務官 村岡松務官 和久里専門官 高橋実査官	広島地方2		R3.5.31																
東京	消費税	国(本所税務署長)	係属	国	課税仕入れのうち、住宅用に賃貸されている販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの」と「課税資産の譲渡等」と他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか	27/4 ~ 30/4	1	岡村松務官 野村専門官	東京地方3		R3.6.8																
東京	法人税	国(東京上野税務署長)	係属	国	法人税法81条の9第2項の規定に基づき、被告併売人の同法57条2項に規定する未処理欠損金を原告の連続欠損金額とみなし、同法81条の9第1項の規定を適用して当該連続欠損金額に相当する金額を損金の額に算入したことは、同法132条の2に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか	29/3	3	小西松務官 吉川実査官	東京地方3		R3.4.30																
福岡	法人税	国(行橋税務署長)	係属	国	青色申告承認取消処分の適法性(2期連続期限後申告となったことに納税者の責めに帰すべき事由があるか否か)	1/6	1	松隈松務官 吉岡実査官	福岡地方1		R3.6.25	R4.12.14	棄却	福岡高等4		R4.12.20	相手側										
東京	法人税	国(横須賀税務署長)	係属	国	1 相手側の役員が負った第三者に対する損害賠償金等は、本件各事業年度の法人税の所得金額の計算上損金の額に算入されるか否か。 2 上記損害賠償金に係る訴訟費用(弁護士費用)は、本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か。 3 上記損害賠償金等について、相手側に源泉徴収義務があるか否か。	26/9 ~ 28/9	1	高梨松務官 山崎実査官	横浜地方1		R3.6.9																
東京	所得税(源泉)	国(川崎南税務署長)	係属	国	相手側が非居住者等に支払った旅費等に相当する額は、国内源泉所得に該当し、その支払につき相手側に所得税法212条1項に規定する源泉徴収義務があるか否か。	27.2.7,10 .11, 28.1 ~ 3.8.12, 29.6.9,12 30.1.2.4, 6.7.9,10	1	木村主任松務官 松永実査官	東京地方3		R3.7.7	R4.9.14	棄却	東京高裁23		R4.9.29	相手側										
東京	消費税	国(芝税務署長)	係属	国	課税仕入れのうち、住宅用に賃貸されている販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの」と「課税資産の譲渡等」と他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか	27/3~ 31/3	1	森田松務官 依田主査	東京地方51		R3.6.25																
東京	消費税	国(新宿税務署長)	係属	国	本件課税期間について簡易課税制度を適用した本件更正処分は不当か否か。	30/3	1	岡村松務官 今村実査官	東京地方51		R3.7.21	R4.4.12	棄却	東京高等		R4.4.21	相手側	R4.10.26	棄却	最高二小			R4.11.14	相手側			
大阪	所得税	国(西税務署長)	係属	国	外国子会社合算税制の適用の可否(①居住者該当性、②特定外国子会社該当性)	25~29	2	今田松務官 後谷総括 上田専門官 荒木実査官	大阪地方2		R3.8.3																
福岡	所得税(課税)	国(八幡税務署長)	係属	国	①原告が過去に支出した借入金金利等の取得費該当性 ②原告が取得した資産の措置法第37条適用の可否(本人訴訟)	25	1	宮崎松務官 後藤実査官	福岡地方1		R3.8.3																
大阪	相続税	国(芦屋税務署長)	未確定	未確定	決定等通知書の理由附記に不備があるか	28	1	久根松務官 角田専門官 市原実査官	大阪地方7		R3.8.20	R4.9.22	棄却	大阪高等10		R4.10.3	相手側	R5.3.16	棄却								

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審							
届	主税目等	原告等	被告等	経過	争点等	課税年度	処分部	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	
大阪	所得税	国(奈良税務署長)	国(奈良税務署長)	係属	司法修習生が最高裁判所から支給を受けた基本給付金は所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金に該当して非課税所得となるか(本人訴訟)	30	1	北村松務官 後谷総括 辰巳主査 永尾実査官	奈良地方		R3.10.7	R5.2.14	棄却	大阪高等2		R5.2.27		相手側	
金沢	法人税	国(金沢税務署長)	国(金沢税務署長)	係属	原告が土地建物を取得した後、当該建物を取り壊して損金に算入した取得費は、当該土地の取得費に含まれるべきか、否か。	31	3	高畑主任松務官 青木松務官 皆口実査官	東京地方3		R3.10.21								
大阪	所得税	国(姫路税務署長)	国(姫路税務署長)	係属	調査手続に違法があるか否か(消費税、推計事案)	26~29	1	今田松務官 後谷総括 上田専門官 荒木実査官	神戸地方2		R3.9.17								
熊本	所得税	国(菊地税務署長)	国(菊地税務署長)	係属	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	25	1	楳本松務官 尾野実査官	熊本地方2		R3.6.2								
大阪	国賠	国(龍野税務署長)	国(龍野税務署長)	係属	本件において、国賠法1条1項の損害賠償が認められるか否か。(請求金額2,200千円、反執行宣言あり)	-	1	久恒松務官 辰巳主査 市原実査官	神戸地方 姫路支部		R3.12.8								
福岡	法人税	国(飯塚税務署長)	国(飯塚税務署長)	係属	工事代金として支払った金員は「寄附金」に該当するか否か(消費税)	29/3~ 30/3	1	松岡松務官 後藤実査官	福岡地方1		R3.12.3								
東京	所得税	国(京橋税務署長)	国(京橋税務署長)	係属	本件競馬所得(競馬の勝馬投票の的中によって得た払戻金に係る所得)は、事業所得、一時所得又は雑所得のいずれに該当するか。	26~28	1	伊藤主任松務官 鈴木実査官	東京地方3		R3.10.8								
東京	消費税	国(麹町税務署長)	国(麹町税務署長)	係属	相手側が取得した物流施設は消費税法上の「棚卸資産」に該当し、同施設に係る消費税額が、消費税法36条5項により控除対象となる課税仕入れに含まれないこととなるか否か。	28/10	3	三上松務官 小澤主査	東京地方51		R3.10.26								
東京	所得税	国(目黒税務署長)	国(目黒税務署長)	係属	(1) 原告が発行会社から与えられた株式を取得する権利(本件権利)の付与は、所得税法施行令84条5号に規定する「株式」と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合(有利な金額で株式を取得する場合)に該当するか否か。 (2) 仮に本件権利の付与が有利な金額で株式を取得する場合に該当する場合、本件権利の行使による経済的利益の額は幾らか(当該経済的利益の額を計算する際の株式の時価(株式の時価)は幾らか。)	25	2	小野松務官 横口専門官	東京地方3		R3.4.5	R4.12.21	棄却	東京高等5		R5.1.3		相手側	
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	国(那覇税務署長)	係属	1 本件各金員は、課税仕入れに係る支払対価に該当するか否か 2 原告が主張する標準経費の返還は、消費税法38条1項に規定する「売上げ」に係る対価の返還等に該当するか否か。	27/3~ 30/3	3	尾田原松務官 志茂実査官 小横川実査官	那覇地方1		R3.12.22								
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	国(那覇税務署長)	係属	1 本件管理規約の改定及び本件買書の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価(消費税法28条1項)に該当するか否か。	27/2~ 30/2	3	尾田原松務官 志茂実査官 小横川実査官	那覇地方1		R3.12.28								
東京	消費税	国(武蔵野税務署長)	国(武蔵野税務署長)	係属	課税仕入れのうち、住宅用に買入れられている販売用雑物の購入は、消費税法第30条第2項(仕入れに係る消費税額の控除)の規定の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみならず、「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27/10~ 30/10	3	森田松務官 小島実査官	東京地方3		R3.11.11								
東京	法人税	国(本所税務署長)	国(本所税務署長)	未確定	民事再生法の規定による再生計画認可の決定等により、預託金の一部が切り捨てられたゴルフ会員権の当該切捨て部分の損金算入の時期について、認可決定時(切捨て時)によらず、退会手続の完了時(会員資格に基づくゴルフ場施設の優先的利用ができなくなった時点)とすることができるか。	29/7	1	東山主任松務官 加藤実査官	東京地方3		R3.12.6	R5.1.27	棄却						

